

前回研究会における指摘に関する考え方

(私人委託制度において決済サービスを特定しようとするについて)

私人委託制度において決済サービスを特定しようとするについて

私人委託制度の趣旨・経緯等

- 私人委託制度は、地方公共団体の歳入の徴収又は収納を私人に委託することができる制度として昭和38年の地方自治法（昭和22年法律第67号）改正等により導入されたものであり、地方公共団体から委託を受けた者が納入義務者に対して地方公共団体に代位して徴収又は収納をすることを可能とするものである。
- これまでの決済手段は、現金によることが前提であったことから、私人委託制度による徴収・収納の場面においても当然に受託者が現金を収納することを前提としているものであり、受託者から地方公共団体への支払において未納等のリスクが低いものであったこと、地方公共団体に代位して受託者が収納をすることを踏まえ、受託者に納入義務者からの納付があった時点において、地方公共団体と納入義務者との間の債権債務関係が消滅し、地方公共団体に対して納入義務者から納付があったものとして取り扱ってきた。
- 制度導入後、平成15年の地方自治法施行令改正により、地方税の収納について私人委託制度を活用することができるようにされ、順次、私人委託制度を活用することができる歳入の範囲が拡大され、いわゆるコンビニ収納等が普及し定着してきたところであるが、制度導入時の現金による納付を前提とすることと納付の効果を受託者に対して納入義務者が納付をした時点とする運用の考え方は継続されてきた。
- また、近年は、私人委託制度を活用することにより、地方公共団体等の判断でプリペイド方式（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に規定する前払式支払手段）を活用したスマートフォンアプリ決済サービスの導入が行われており、その際も、地方公共団体においては、スマートフォンアプリ決済サービスによる支払の申出の時点において納付があったものとして取り扱われ運用されている（プリペイド方式は、約款上も情報の移転や支払完了の表示が行われた時点で利用者の債務が消滅する取扱いとなっていることが一般的である。）。

指定代理納付者制度の趣旨・経緯等

- 一方、指定納付受託者制度の前身である指定代理納付者制度は、納入義務者が地方公共団体の歳入についてクレジットカードにより納付することができるものとして、平成18年の地方自治法改正等により導入された。
- クレジットカードサービスによる場合は、クレジットカード事業者から後払いをさせることとなるものであることから、指定代理納付者制度においては、実際に地方公共団体に対してクレジットカード事業者（指定代理納付者）からの納付があるまでの間の歳入確保の確実性を確保するために、クレジットカード事業者（指定代理納付者）からの納付があるまでは地方公共団体と納入義務者の間の債権債務関係は消滅させないこととし、クレジットカード事業者（指定代理納付者）からの納付があった時点から、納入義務者がクレジットカード事業者（指定納付受託者）に納付の委託をした時点に遡及して納付の効果が及ぶこととして、概念上発生する延滞金等の納入義務者の不利益な取扱いを排除することとしたものである。これは、クレジットカードによる納付の場合であっても、地方公共団体側の歳入確保の必要性和納入義務者側の利益保護の必要性の両者の調和を図るものとして設けられた取扱いであると考えられる。

地方公共団体の歳入の収入における収納方法について

- 地方自治法において、地方公共団体の歳入の収入についての収納方法は、現金によることを前提とし、それに代わる手段として、証紙による収入（第231条の2第1項）、口座振替（第231条の2第3項）、証券をもってする納付（第231条の2第3項）、証券の取立て・納付の委託（第231条の2第5項）が認められている。
- これは、現金と同様に歳入確保の確実性が高い手法であること、かつ、金銭的価値の変動がなく、現金への換金が容易な手法として社会一般的に認められるものとして、地方自治法上に位置付けられている。

私人委託制度における決済サービスの明確化について

- プリペイド方式は、加盟店側に利用者側から商品等の代金額に相当する情報の移転等が完了した時点において利用者の加盟店に対する代金支払債務が消滅する取扱いとしていることが一般的であり、私人委託制度が前述のとおり私人が納入義務者から収納した時点で納入義務者の地方公共団体に対する債務は消滅する取扱いとしていることと整合的である。
- 一方で、クレジットカードサービスやポストペイ方式（割賦販売法（昭和36年法律第159号）に基づく後払による決済サービスを提供する方式）は、カードの提示等の時点では債務を消滅しないこととした上で、クレジットカード・ポストペイにより購入した商品の所有権は、利用者がその購入に係るクレジット代金等を完済するまで当該クレジット事業者等に留保される取扱いが一般的であり、私人委託制度の趣旨や運用実態と整合しない。
- 仮に、クレジットカードやポストペイ方式の利用を認め、実際には納入義務者が金銭を支払っていない時点で、地方公共団体に対する債務を消滅させることとした場合、地方公共団体が私人委託に伴う通常のリスクに加え、納入義務者の不履行リスクを別途抱えることとなるため、現金やプリペイド方式に比べ、歳入確保の不確実性が高まることが想定される。
- したがって、現時点での運用実態を考えると、私人委託制度によることができる決済サービスを現金及びプリペイド方式に限定することとすべきではないかと考えている。

(参考) クレジットカード等の約款の例

【プリペイド方式の約款等の例】

◆交通系電子マネー利用加盟店規約（2021年8月制定）（抜粋）

第3条（電子マネー取引）

- 電子マネー取引においては、利用者のICカード等から加盟店の端末に、商品等の代金額に相当する交通系電子マネーに係る情報の移転が完了した時点で、利用者の加盟店に対する代金債務が消滅するものとする。

◆楽天E d yサービス利用約款（2020年3月版）（抜粋）

第7条（E d yの使用）

- 利用者が加盟店の店頭において商品等の代金をE d yで支払う場合には、当該加盟店において当該商品等の代金額がE d y端末に入力された後、利用者は、E d yカードをE d y端末の定められた部分に触れさせることにより（加盟店に代行させる場合を含み、以下同様とします。）、商品等の代金額に相当するE d yをE d y端末に移転させ、当該加盟店に対する商品等の代金を支払います。この場合、E d y端末に支払いが完了した旨の表示がされたときに、利用者のE d yカードから加盟店のE d y端末に対するE d yの移転が完了し、これにより当該E d y相当額の金銭の加盟店に対する引渡しと同様の効果が発生します。

【クレジットカード及びポストペイ方式の約款等の例】

◆J C B加盟店規約（2020年6月改定版）（抜粋）

第17条（商品の所有権）

- 加盟店が会員に信用販売を行った商品の所有権は、当該売上債権に係る立替払契約が成立したときに当社（事務局注：J C Bグループカード会社）に移転するものとします。（略）
- （略）

◆d払い（i D）利用規約（2021年3月版）（抜粋）

第12条（クレジット代金）

- d払い（i D）を利用したショッピング取引により購入した商品の所有権は、お客さまがその購入に係るクレジット代金を当社（事務局注：株式会社N T Tドコモ）に完済するまで当社に留保します。

出典：各社ホームページの掲載内容を抜粋

関係条文

◇地方自治法（昭和22年法律第67号）

（証紙による収入の方法等）

第二百三十一条の二 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。

2 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもつて歳入とする。

3 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により、又は証券をもつて納付することができる。

4 前項の規定により納付された証券を支払の提示期間内又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該歳入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

5 証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けることができる。

◇地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（口座振替の方法による歳入の納付）

第百五十五条 普通地方公共団体の歳入の納入義務者は、当該普通地方公共団体の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に預金口座を設けているときは、当該金融機関に請求して口座振替の方法により当該歳入を納付することができる。

（証券をもつてする歳入の納付）

第百五十六条 地方自治法第二百三十一条の二第三項の規定により普通地方公共団体の歳入の納付に使用することができる証券は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものに限る。

一 持参人払式の小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。）又は会計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関（以下この条において「会計管理者

等」という。）を受取人とする小切手等で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が当該普通地方公共団体の長が定める区域内であつて、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの

- 二 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したもの
- 2 会計管理者等は、前項第一号に掲げる証券であつてもその支払が確実でないとき認めるときは、その受領を拒絶することができる。
- 3 地方自治法第二百三十一条の二第四項前段に規定する場合においては、会計管理者等は、当該証券をもつて納付した者に対し、速やかに、当該証券について支払がなかつた旨及びその者の請求により当該証券を還付する旨を書面で通知しなければならない。

（取立て及び納付の委託）

第百五十七条 地方自治法第二百三十一条の二第五項の規定により取立て及び納付の委託を受けることができる証券は、前条第一項に規定する証券とする。

- 2 地方自治法第二百三十一条の二第五項の規定により取立て及び納付の委託を受ける場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、会計管理者は、当該取立て及び納付の委託をしようとする者に、その費用の額に相当する金額をあわせて提供させなければならない。
- 3 地方自治法第二百三十一条の二第五項の規定により取立て及び納付の委託を受けた場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、確実と認める金融機関にその取立てを再委託することができる。